附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十四号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、地方運輸局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
帯広開発建設部 網走開発建設部 （略）	帯広開発建設部 網走開発建設部 （略）
経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課 経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路整備保全課、築港課、農業計画課、農業整備課 （略）	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、防災課、治水課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課 経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、防災課、治水課、道路整備保全課、築港課、農業計画課、農業整備課 （略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方鉄道再構築推進調整官） **第十三条の二**　北海道運輸局、近畿運輸局及び中国運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。 2　地方鉄道再構築推進調整官は、命を受けて、鉄道部の所掌事務のうち、鉄道に係る交通手段の再構築の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。	（新設）
（空港連携調整官） **第一条の三**　東京航空局に空港連携調整官三人を、大阪航空局に空港連携調整官二人を置く。 2　空港連携調整官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務のうち、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）に関する重要事項に係る関係行政機関その他の関係者との連携に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。 3　空港連携調整官のうちから国土交通大臣が指名する者を統括空港連携調整官とする。 4　統括空港連携調整官は、空港連携調整官の事務を統括する。 **第一条の四**　（略）	**第一条の三**　（略）